

平成
29
年度

特定健診 を受けましょう



今年度も4月から特定健診が受診可能となります。

当組合でも毎年度対象者の方へご案内をしておりますが、特定健診は生活習慣病の予防または早期発見・早期治療のために大切な健診ですので、健康状態の把握のために毎年度受診してください。

今後、より多くの方に受診していただけるよう、環境整備等に努めてまいりますので、ぜひこの機会をご自身の健康管理のためにお役立てください。

特定健診概要

対象者

40歳以上75歳未満の被保険者

※平成29年度中に40歳になる方やご家族として加入の方も対象。

受診期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

※現在74歳の方は、75歳の誕生日の前日までにご受診ください。

健診項目

■ 基本項目

項目名	内容
問診	服薬歴、喫煙歴 等
診察	既往歴、自覚症状、他覚症状
身体測定	身長、体重、腹囲、BMI
血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)
糖尿病検査	空腹時血糖、HbA1c(ヘモグロビンA1c)【NGSP値】
尿検査	尿糖、尿たんぱく
医師の判断	メタボリックシンドローム判定、総合評価、医師の氏名

■ 詳細項目

項目名	内容
貧血検査	※医師の判断により実施します。
心電図検査	
眼底検査	



健診費用

■ 基本項目：無料

■ 詳細項目：有料(医師の判断により実施します)

健診施設

特定健診を受診できる健診施設は、次の9都県にある、当組合と「特定健診に関する契約(集合契約)」をしている施設に限られます。

受診可能な健診施設は、当組合ホームページをご覧ください。

9都県・・・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・長野県・新潟県・東京都・千葉県・神奈川県

<http://www.ka-z-kokuho.or.jp>

※東京都・千葉県・神奈川県で受診を希望される方は、別途お問い合わせください。

※ホームページをご覧になれない方は、受診可能な健診施設の一覧をお送りいたしますので、組合までご連絡ください。

お願い

特定健診はなるべく12月までにご受診ください!

※特定健診受診後、特定保健指導に該当される方は特定保健指導利用券が約2～3カ月後に発行となります。そのため1月から3月に特定健診を受診される方は特定保健指導が受けられなくなる可能性があります。(特定保健指導利用券で初回面接を受けられる有効期限が3月31日までのため)